



世田谷区立富士中学校PTA規約



令和5年5月改訂版
令和6年4月 発行

世田谷区立富士中学校PTA規約

第1章 総 則

第1条 (名称と事務所)

本会は世田谷区立富士中学校PTAといい、同校内、世田谷区代沢1丁目23番17号に所在地を置く。

第2条 (目的)

本会は、保護者と教職員が協力して学校・家庭・社会における生徒の健全育成をめざし、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

第3条 (方針)

1. 本会は、教育を本旨とする民主的団体であって、営利的・宗教的・政治的性格をもたない。
2. 本会は、学校教育に協力するが、管理や人事に干渉しない。
3. 本会は、生徒の健全育成のために活動する他の団体・機関と協力し、適正な教育予算充実を期するために努力する。

第4条 (活動)

本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 生徒の校外生活の指導ならびに環境の整備に協力する。
2. 教育のため必要な会員相互の連絡・協議・研究を行うとともに、他の同種団体と連絡・提携する。
3. 会員相互の親睦をはかり、教養をたかめるための行事を行う。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第5条 (会員)

本会の会員は、本校の生徒の保護者と本校教職員からなり、会員すべて平等の権利と義務を持つ。

第2章 役 員

第6条 本会は、次の役員をおく。

役職名	構 成		任 務
会 長	1名	保護者 1名	<ul style="list-style-type: none">・本会を代表し、会務を統括し、総会・役員会・実行委員会を招集主掌する。・すべての会議に出席して意見を述べることが出来る
副会長	3名	保護者 2名 副校長 1名	<ul style="list-style-type: none">・会長を補佐する。・会長に支障があるときは、その職務を代行する。
書 記	3名	保護者 2名 教職員 1名	<ul style="list-style-type: none">・本会の議事を記録し、会議招集の事務をつかさどる。
会 計	3名	保護者 2名 教職員 1名	<ul style="list-style-type: none">・本会の会計事務をつかさどる。

1. 副会長以下、役員の人数は必要に応じて変更することができる。

第7条 役員の選出は、第6章 役員・会計監査の選出 第25条から第29条に定めるところに従う。

第8条 役員の任期は、次のとおりとする。

- 任期は1年とする。1年間役員を経験した家庭は、その後の役員選考を辞退できる。
但し希望すれば再任できる。
- 役員に欠員が生じた場合は、第6章 役員・会計監査第29条に基づき、新たに選考委員により選任し、報告する。その新任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会計監査

第9条 本会に、会員の中から会計監査2名をおく。

第10条 会計監査は、この会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第11条 会計監査の選出は第6章 役員・会計監査の選出 第25条から第28条及び同第30条に定めるところに従う。

第12条 会計監査の任期は、次のとおりとする。

- 任期は1年とする。但し再任はさまたげない。会計監査は、他の役員および委員を兼任できない。
- 会計監査に欠員が生じた場合は、第6章 役員・会計監査第30条に基づき、新たに選考委員により選任し、報告する。その新任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 学級代表・学年代表

第13条 本会は、学級ごとに保護者2～3名を選出し、学級代表とする。

第14条 学級代表の任務は、次のとおりとする。

1. 担任と協力し学級会を招集する。

第15条 学級代表は、互選により各学年代表を決める。

第16条 学年代表の任務は、次のとおりとする。

1. 各学年の教員と協力しその学年会を招集する。
2. 年間活動計画について実行委員会にはかる。

第5章 委員会

第17条 本会に、次の各委員会をおく。

1. 成人教育委員会
2. 広報委員会
3. 校外委員会

第18条 前条に定める委員会の委員を、次のとおり選出する。

1. 成人教育委員（学級ごとに保護者1～3名）
2. 広報委員（学級ごとに保護者1～3名）
3. 校外委員（学級ごとに保護者1～3名）

※但し、委員は学年ごとに選出することもできる。

※委員の人数は必要に応じて変更することができる。

第19条 教職員は、各委員会に所属する。

第20条 各委員会には、次の代表をおく。

委員長 1名（各委員の互選による）
副委員長 2名（1名は委員の互選、他の1名は教職員の中から学校側で選出する）
委員長は必要に応じ、役員会に出席することができる。
※副委員長の人数は必要に応じて変更することができる。

第21条 各委員会の任務は、次のとおりとする。

1. 成人教育委員会
 - ア. 会員相互の親睦をはかり、会員の福利厚生・教養を高めるために活動する。
2. 広報委員会
 - ア. 機関誌「富士」の編集発行などにあたる。
3. 校外委員会
 - ア. 生徒の校外指導について学校と協力する。

第22条 各委員会は、年間活動計画について実行委員会にはかる。

第6章 役員・会計監査の選出

第23条 役員の選出は、第2章 第7条に基づき行う。

第24条 会計監査の選出は、第3章 第11条に基づき行う。

第25条 各学級より1～2名の選考委員を選出し、選考委員会をつくる。

※但し、委員は学年ごとに選出することもできる。

※委員の人数は必要に応じて変更することができる。

第26条 選考委員会には、各委員の互選により委員長1名、副委員長1名をおく。

委員長は必要に応じ、実行委員会に出席することができる。

※但し、議決権はもたない。

※選考委員は、原則として他薦されない。

第27条 全会員が候補者（新入会員を含む）の推薦をする。

第28条 会員は立候補することができる。

第29条 役員は、選考委員会が会員の中から推薦し、全会員の10分の1超の承認（*）を得て選任し、報告する。

※但し、学校側の役員は、学校側で決める。

第30条 会計監査は、選考委員会が会員の中から推薦し、全会員の10分の1超の承認（*）を得て選任し、報告する。

第7章 会議

第31条（総会）

1. 決算の承認、予算の決定、その他の重要事項を決議する。
2. 定期総会は、学年始めに開く。また、実行委員会が必要と認めた場合、あるいは全会員の5分の1以上の要求があった場合は、臨時総会を開くことができる。
3. 総会は、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を認める。議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。但し、総会に付議すべき事項のうち特に急を要し、やむを得ないものは、実行委員会の決議によって実行し事後報告をもって総会の承認をもとめることができる。

第32条（学級会・学年会）

学級会および学年会は、その会員で構成し、相互の親睦をはかり、教育に必要な話しあいを行う。また、実行委員会に意見を述べるための協議をする。

第33条（実行委員会）

実行委員会は、役員および各学級代表、各委員長（正・副）をもって構成し、

本校 P T A の運営・事業についての総合的な企画連絡・統一をはかり、総会に付議する事項をあらかじめ審議する。実行委員会は必要に応じて開く。実行委員会は、委員の 5 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。但し、各学級代表が 2 名以上の場合、議決権は 1 票とする。必要に応じ特別の委員会を設けることができる。

PTA 会員は、実行委員会を傍聴することができる。

第34条 (役員会)

役員会は、必要に応じて開き、この会の活動の企画・執行にあたる。

実行委員会に提出する議案の作成、その他必要な重要事項を審議する。

会長は必要に応じて学年代表・学級代表・各委員長（正・副）・学校側委員を役員会に出席させることができる。

第 8 章 会 計

第35条 本会の運営にかかる経費は、会費・寄付・その他の収入による。

会費は、実行委員会の審議を経て総会で定める。

会費は、特別の場合、役員会の決定によって減免することができる。

第36条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第37条 予算の編成は、役員会が行い、実行委員会で審議し総会で承認を得る。

第 9 章 個人情報の保護

第38条 本会員の個人情報取扱いは次の通りとする。

1. 本会は改正個人情報保護法に基づいて個人情報を管理する。
2. 別に細則を設ける。

第 10 章 雜 則

第39条 本規約は、総会の決議によらなければ変更することができない。

この場合、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第40条 本会の運営に必要な細則は、本規約に反しない限り実行委員会で定めることが出来る。

第41条 校長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第42条 本会には、顧問及び名誉会長をおくことができる。

※但し、実行委員会の推薦・決定により総会に報告される。

付 則

本規約は、昭和42年4月1日より施行する。

昭和47年3月改訂	昭和48年5月改訂	昭和52年5月改訂
昭和53年5月改訂	昭和55年5月改訂	昭和57年4月改訂
昭和63年3月改訂	平成2年5月改訂	平成8年3月改訂
平成11年3月改訂	平成18年3月改訂	平成19年3月改訂
平成21年4月改訂	平成26年5月改訂	平成28年5月改訂
平成30年3月改訂	令和2年7月改訂	令和5年5月改訂

細 則 (慶弔 規 定)

- 会員、生徒、PTA雇用員及び富士中学校に勤務する者（以下「教職員」という）に関する慶弔規定は次のとおりとする。

種 類	対 象 者	金 額・その他の
死 亡	1. 会 員 2. 生 徒	1. 10,000円 2. 10,000円

- 特別の場合は役員会で協議し、実行委員会に報告する。

細則（慶弔規定） 平成21年4月改訂
平成30年5月改訂

個人情報の取扱いに関する細則

1. 【目的】

この個人情報取扱い方法は、富士中学校PTA（以下「本会」という）が取得・保持する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

2. 【指針】

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則つて運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

3. 【周知】

本会において取得・保持する個人情報の取扱い方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

4. 【利用目的】

本会では個人情報を次の目的のために利用する

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

5. 【個人情報の取得】

本会が取扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

6. 【同意の取り消し】

会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により、個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。